



NO. 815  
 発行  
 2014年  
 4月30日  
 国鉄労働組合  
 新潟地方本部  
 発行責任者  
 上石 昌彦  
 編集責任者  
 教 宣 部

# 市民に訴えアピール

トラック・ダンパレード  
 県春闘共闘会議・第4次総行動

## 佐藤議長あいさつ



ルール無き競争の激化、中小経営者やドライバーの長時間労働、過労運転などによる事故が多発している。社会問題になっている。人間らしく、安心して生きていかれないことは県民、全体の問題だ。トラック・ダンパレードで市民に訴えアピールしていこう」とあいさつがありました。

4月20日、県春闘共闘・第4次総行動「トラック・ダンパレード」が行われました。  
 新潟市西区「近鉄レックス」に8時半に集合しトラック、ダンパにのぼり旗や横断幕など飾り付けを行い、10時頃に出発式を開催しました。その後、トラックは11時15分に近鉄レックスを出発、パレードと同時に11時30分から新潟市古町十字路で宣伝行動も展開しました。



主催者を代表して県春闘共闘会議・佐藤議長は「トラック輸送は90%のシェアをしめている。しかし賃金・手当について厳しい状況が続いている。規制緩和によって



## 第85回メーデー

# 5月1日

5月1日、第85回メーデーが開催されます。各地域で開催されるメーデーに参加しましょう。



その後、参加団体・近物レックス分会、友枝運輸分会、中越EXP支部、テーエス分会、農民連からそれぞれ決意表明がありました。国労からは、藤井副委員長があいさつ、春闘状況の報告やトラック・ダンパレードについての決意表明を行いました。



出発式最後に、建交労・杉崎委員長の団結ガンバロウ！で終了しトラック・ダンパが近鉄レックスからスタートしました。



## 古町十字路で 宣伝行動

トラック・ダンパレードは西区近鉄レックスをスタート、コースは、新潟バイパス黒崎インター・栗の木バイパス・↓明石通り・↓東大通り・↓万代橋・↓古町・↓昭和橋・↓近鉄レックス。  
 今年も古町十字路で、宣伝行動が11時30分展開されました。各争議団の訴え、T P P、消費税、原発などの問題についても訴えま



パレードが古町十字路を通過する時に「ふなえ瑞祥太鼓」のメンバーが、和太鼓の演奏を行いパレードを盛り上げました。



# 関連労働者の組織化を！ 職場討議資料から

国労本部が今年の1月に職場討議資料として作成した資料を、「国鉄新潟」の紙面で紹介します。

●国鉄労働組合は、JR本体で働く社員の組織拡大はもとより、JR関連労働者の組織化を促進するために指令第7号を発し、組合費の暫定的取り扱いを決定した。  
その後、各地の取り組みによって関連企業に国労組合員が誕生している。

関連労働者の組織化の意義については指令7号で明確にしているが組織化を進めるにあたって、一部から関連会社に「団体交渉のルールがない」、「団体交渉が出来ないから」組合員にする意味がない等の誤解ととれる受け止めや発言が寄せられる。

ている。

中央執行委員会は、こうした誤解や否定的な受け止めについて、あらためて関連労働者の組織化に向けて取り組むべき意義や具体的内容等について確認をし、全組合員及び各機関での意思統一を図ることを要請する。



## 2014年メーデーについて

### ○新潟県支部

各メーデー開催会場

#### ●第6回元祖5・1にいがたメーデー

5月1日 9時～

県民会館大ホール

主催組合・全国一般新潟

全港湾新潟支部

#### ●第85回新潟県中央メーデー

5月1日 9時開場

10時～

西大畑公園

主催・国民春闘新潟県共闘 県労連

下越地区 10時～

日宝町公園

中越地区 10時～

平潟公園

上越地区 14時～

雁木通りプラザ6階

●すべて終了後、デモがあります。



(次号に続く)



①日本国憲法第28条は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と明確に労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権、すなわち労働三権を労働者の権利として認めている。

# 消費税・大増税ストップ！

消費税が8%で10兆円！史上空前の大増税が国民に押し付けられました。景気は必ず悪くなります。

しかも来年10月には10%への増税をねらっています。社会保障の削減と合わせて、二重の負担増が私たちののしかかります。

「増税」でくらしは守れません。今こそ、「増税中止を！」の声を上げましょう。



## 社会保障を切捨て 何のための増税か

●「社会保障」の大改悪がすでに決まっています。

●景気悪化がさらに進むので、財政赤字はさらに広がります。

●所得が低い人ほど負担が重い不公平な税金です。

●中小企業は消費税を売りに転嫁できず、倒産・廃業に追い込まれます。

## 財政は大企業の 応分な負担で

●不要不急の大型公共事業など歳出のムダを見直しましょう。

●大企業や高額所得者の行き過ぎた増税を見直しましょう。(投資減税や復興特別法人税の1年前倒し廃止など)

●税金は能力に応じて負担するのが憲法の考えです。

## 政府は増税中止の 決断を！

○増税中止には法的な根拠がありません。増税法附則第18条は、経済状況の好転がない場合は、増税の『停止を含め所要の措置を講ずる』と定めています。  
景気が良くなっていない現状では、内閣は増税中止の判断をすべきです。

